

シニア向け 情報

介護サービスの利用が 便利になりました

介護保険を利用し、在宅の要介護・要支援者の方の住宅に手すりを取り付ける改修をしたり、入浴や排せつ関連の福祉用具を購入をしたときに、対象となる費用の9割分～7割分が支給される介護保険のサービスがあります。

これまででは、このサービスを利用する際には、被保険者(利用者)がいったん費用の全額を事業者に支払い、その後、役場に

申請して自己負担分(1割～3割)を除く保険給付分(9割～7割)の支給を受けることができました(償還払い方式)。

このたび、被保険者が対象となる費用の自己負担分(1割～3割)のみを事業者に支払い、保険給付分(9割～7割)は、役場が事業者に直接支払う方式が利用できるようになりました(受領委任払い方式)。

受領委任払い方式を選択する場合には「受領委任払制度取扱事業者」として登録された事業者を利用することが条件となります。

※住宅改修費や福祉用具購入費の保険給付を受けるには、工事前に役場へ申請する必要があります。心身の状況などから見て必要な住宅改修・福祉用具の選定である必要があります。また、お見積りは必ず複数社とついでいただき、価格の精査をお願いします。

利用する際や、詳しい説明を希望される方は、役場民生課へお問合せください。

問合せ先 役場 民生課
内線 158・187

敬老金について

8月号でお知らせしたとおり、令和2年度大治町敬老会については、中止いたします。

それに伴い、敬老金の支給は、9月中旬に対象者の方へ個別に通知いたしますので、お手元に届く通知書をご確認ください。

●敬老金の支給額

- ・満85歳(昭和10年1月2日～昭和11年1月1日生まれの方) 5000円
- ・満88歳(昭和7年1月2日～昭和8年1月1日生まれの方) 1万円

- ・満95歳(大正14年1月2日～大正15年1月1日生まれの方) 2万円
- ・満100歳以上(大正10年1月1日以前生まれの方) 3万円

※敬老金の支給については、満85歳・88歳・95歳・100歳以上の節目支給です。

問合せ先 役場 民生課
内線 115・158

町長から高齢者の皆様へ

今日の日本の発展の為に多年に渡り多大なご尽力をくださいました高齢者の皆様におかれましては、心より厚く御礼申し上げます。

現在、介護予防教室の再編成や認知症対策などシニア世代向け事業に力を注いでいるところでありましたが、このたびの新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、皆様のご健康と安全を第一に検討した結果、今年度の敬老会はやむなく中止とさせていただくことといたしました。

高齢者の方々が健康で明るく積極的に活動でき、家庭や地域のなかにおいて安心して生活できるまちづくりを引き続き目指してまいりますので、今後ともご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様の長寿と末永い健康をご祈念申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。



令和2年 9月吉日